

「金融商品取引法」で 資金調達・開示はこう変わる

POINT

いわゆる集団投資スキーム(ファンド)など金融商品の多様化、複雑化に伴い「証券取引法」が「金融商品取引法」として抜本的に改編される予定である。

資金調達手段は近年拡大しているが、今後どのような金融商品を誰が取り扱うと対象となるのかを理解する必要がある。

新日本会計士
公認会計士
橋上 徹

はじめに

一〇〇六年三月一〇日、「金融商品取引法案」(以下、「法案」ともいう)が閣議決定され、三月一二日衆議院に提出され、四月二〇日現在審議中である。この法案は、従来の「証券取引法」による証券規制に代えて、昨今の集団投資スキーム(ファンド)に代表される金融商品の多様化・複雑化に対応し、「金融商品取引法」として規制を統合しようとするものである。

金融商品取引法案は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーしているわけではなく、商品先物取引や一部の不動産ファンドなども適用外となっている。このため、金融商品取引法の制定は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーし、金融コングロマリット化の実態に対処するための「金融サービス市場法」制定の途中のステップと見られている。

金融商品取引法案一条(目的)では、金融商品の公正な価格設定が明記され、昨今の粉飾決算等の不適切な企業内容の開示による金融商品の不公正な価格形成を意識したものくなっている。一九八四(昭和五九)年に生じたリッカーの倒産、その後に

発覚した粉飾決算による元会長の特別背任罪の裁判時に裁判所が「粉飾決算は社会的な責任を負ひきまえない経営者にとって『一種の麻薬』のようなものである」と言及した点は有名である。その後二〇年以上経過しているが、この事態は、より複雑・巧妙化、深刻化している。新興市場の登場や集団投資スキームの発達により資金調達のチャンスは多くなつたが、一方で粉飾決算や詐欺的行為により、金融商品の名目的な価値が真実の価値(公正価値)と乖離し、大きくなっている(バブル化している)点などもこの条文の背景にある。

この法案は今通常国会で成立し、一〇〇七年度から(公布の日)から起算して一年六ヶ月を超えない範囲において政令で定める日から適用される見通しである。

本稿では、金融商品取引法施行により、一般事業会社の資金調達および開示がどのように変わらかについて読者の理解を得ることを目的とする。

なお、本稿の事実は筆者に帰することを申し添える。

金融商品取引法案の概要

金融商品取引法案の概要については図表1を参照いただきたい。

(図表3) 規制の対象となるオプション

《取引所オプション》

日本の取引所には、銀行が設立した東京金融先物取引所と、証券会社が設立した証券取引所(東京証券取引所・大阪証券取引所など)がある。

◆東京金融先物取引所

東京金融先物取引所では、短期金利を原資産とするユーロ円3カ月先物オプションが取引されている。

◆証券取引所

証券取引所では、国債先物、株価指数、個別株式を原資産とするオプションが取引されている。国債先物オプションは、長期国債先物や中期国債先物を対象とする取引。株価指数オプションは、株価指標を基礎商品とする取引。株券オプションは、あらかじめ決められた個別銘柄の取引。

原資産	取引所	市場	取引所
外国為替	ドル/円	外国為替市場	店頭市場
金利	ユーロ円先物	東京金融先物取引所	
債券	国債先物	東京証券取引所	
株価指数	TOPIX	東京証券取引所	上場市場
	日経225、日経330	大阪証券取引所	(取引所取引)
個別株式	株券	東京証券取引所	
		大阪証券取引所	

なお、外国の金融商品取引所において取り扱われているものも規制対象となる。

《店頭オプション》

店頭取引である通貨オプションは、銀行間で取引を行う、取引量が最も多いオプションである。

《取引所オプション》で示したオプションの他、以下のものが対象となっている。

◆クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブ(Credit derivatives)は、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形式で売買する取引である。個別に相対ペースで取引条件を決める店頭取引である。クレジット・デリバティブは、借用リスクをヘッジする目的で開発された。借用力を指標にして、将来に受け渡す損益を決める。借用リスクの売買は、一言いえば保証の取引であるが、デリバティブという取引形態をとることによって、多種多様な商品が生み出されている。債務不履行に対する保証だけではなく、業績悪化による借用力の低下といった状況を取引の対象とする商品が考案されている。

クレジット・デリバティブは、その仕組みから大きく、クレジット・デフォルト・スワップ・トータル・レート・オブ・リターン・スワップ、クレジット・リンク債の3種類の商品に分けられる。

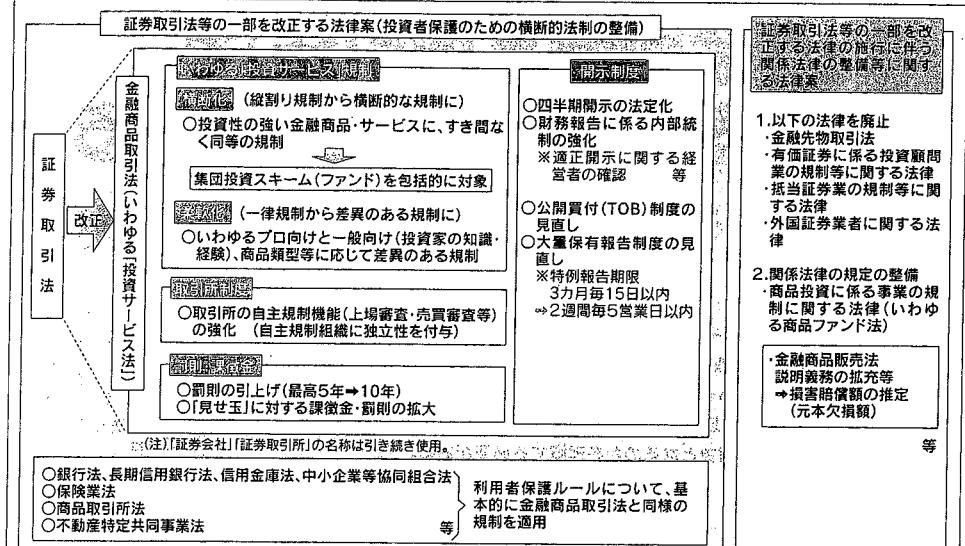
クレジット・デリバティブの種類	
クレジット・デフォルト・スワップ	債権の保証
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ(TS)	債券のクーポンと評価損益を市場金利と交換
クレジット・リンク債(CLN)	信用リスクを他の債券にリンク

◆天候デリバティブ/地震デリバティブ

天候デリバティブは、天候不順で損害を被る企業のリスクをヘッジする目的で考案された取引である。電力会社、ガス会社、農家の利用が見込まれている。取引形態はオプションであるが、一種の保険である。地震デリバティブは、地震の発生に伴う企業の経営リスクをヘッジし、収益の平準化を計る目的で考案された取引である。これも取引形態はオプションであるが、一種の保険である。

う返済金の中から、購入者に元利金を支払う。
抵当証券の元利金の支払いは、抵当証券会社が保証しているが、国は保証しない。債務者が倒産した場合には、抵当証券会社が元利金を保証するが、抵当証券会社が倒産・廃業となつた場合には元利金は保証されない。抵当証券会社が倒産・廃業した場合には、十分な価格で売却できない場合には、元利金は全額支払われない。このリスクは購入者が負うことになる。
米国に、モーゲージ・パックト・

(図表1) 金融商品取引法案の概要



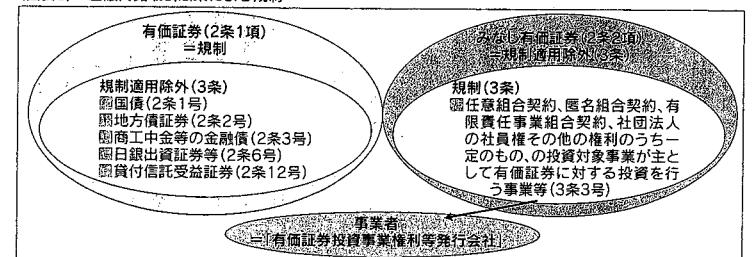
- 1.以下の法律を廃止
・金融先物取引法
・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
・抵当証券業の規制等に関する法律
・外国証券業者に関する法律
- 2.関係法律の規定の整備
・商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)

- ・金融商品販売法
説明義務の拡充等
⇒損害賠償額の推定
(元本利損額)

等

資金調達手段の検討に与える影響
金融商品取引法では、従来の証券取引法に比べ、規制対象となる「有価証券」の範囲が大きく拡大している。従来の証券取引法二条で規定されていた「有価証券」に加え、次に説明する金融商品により資金調達を行うと団表2のような規制を受けることになる。以下、金融商品取引法二条で新しく規制対象とされている金融商品についてその内容を紹介する。

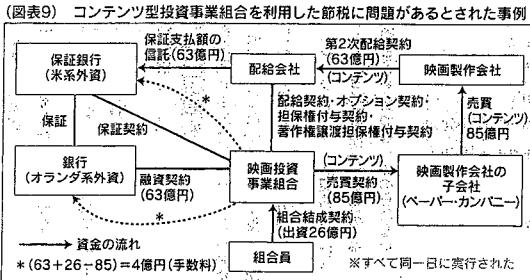
(図表2) 金融商品取引法案による規制



特別解説

に改正法人税基本通達を公表した。
この通達は二〇〇五年の法人税法改
正で創設され、原則として本年三月
期決算から適用される。

一般的な民法上の任意組合、投資
事業有限責任組合、有限責任事業組
合について、事業の計算の細目が定
められたが、(多額の減価償却費の
前倒し計算など課税上の弊害)があ
る場合には帰属損益額の純額での取
扱いが認められない旨の規定(法基
通一四一一二)が設けられた点は
留意する必要がある。



さらに、租税特別措置法通達(六
七の一二一三)で、二〇〇五年改正
で創設された組合を使つたリース節
税(組合事業への実質的な関与度
合いが低い特定組合員について
は、一定の組合損失について損金不
算入とするについて特定組合員)
の範囲を明確化した。

全体的に組合の課税は強化される
動きである。

集団投資スキーム(ファンド)の
連鎖の問題と代表者が個人ノア
ンドを有する場合の留意事項

集団投資スキーム(ファンド)を連
鎖させることによりマネー・ローデ
リングを図ったり、代表者の個人
ファンドを利用して自社の株式操作
を行ったり、集団投資スキーム
(ファンド)を小口化することにより
敵対的買収や不動産の地上開発を行
う例が見られる。

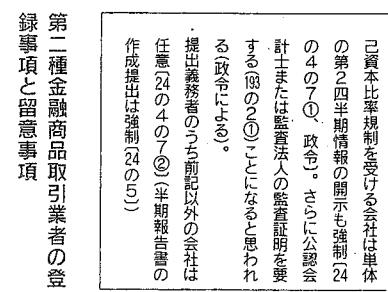
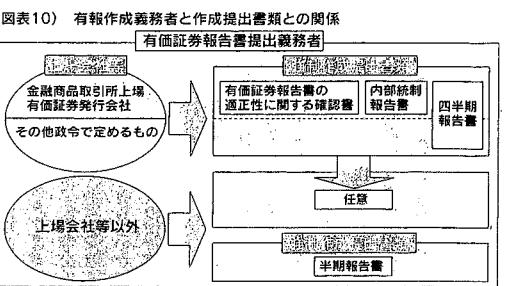
このような、不適切な集団投資ス
キーム(ファンド)の利用の実態が顕
在化している中、経営者の「違法行
為や連絡範囲の厳格化など会計基
準の改変、監査の厳格化などに留意
する必要がある³⁸。

必要となる開示事項 とその実務(登録書類)

- ①有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書(③の四半期報告書に準用)(24の4の8)
- ②企業集団における会社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性に関する評価報告書(いわゆる経営者の「内部統制報告書」)(24の4の2)。
- ③金融商品取引所上場有価証券発行会社(24①)は強制(24の4の4①)さらに公認会計士または監査法人の監査証明を要する(33の2②)。
- 提出義務者のうち右記以外の会社は任意(24の4の4②)。
- 金融商品取引所上場有価証券発行会社(24①)は強制(24の4の4①)さらに公認会計士または監査法人の監査証明を要する(33の2②)ことになると思われる(政令による)。
- 提出義務者のうち前記以外の会社は任意(24の4の4②)(半期報告書の作成提出は強制(24の7))。
- ④四半期報告書
- 金融商品取引所上場有価証券発行会社(24①)その他政令で定めるもの(上場会社等は強制(24の4の7))。
- ⑤なお、銀行・保険会社等の自

有価証券報告書提出義務会社
の作成提出義務書類

「有価証券報告書」提出義務会社が
作成しなければならない書類は次の
とおりである(図表10もあわせて参
照されたい)。



資金の調達等を行った場合、登録する
事項は、集團投資スキーム(ファンド)
の名称、出資総額、役員、住所等であ
る(法案29①各号)が、出資者等の氏名
等は登録事項となっていない。このた
め、昨今の匿名性を悪用した集團投資
スキーム(ファンド)への監督上の対応
がどの程度、有效地に機能していくか
疑問が残る。

ただし、登録により、金融庁・証
券取引等監視委員会からの報告の徵
收および立入検査(同79の4)を受け
る場合があることに留意する必要が
ある。

なお、金融商品取引業者に該当し
た場合、自らの資産と顧客の資産の分
別管理が義務づけられる(同40の3)。

金融商品取引法案では、販売義務
者説明義務の範囲を拡大した(たと
えば、「顧客に対し、不確実な事項
について断定的判断を提供し、又は
確実であると誤解させるおそれがあ
ることを告げて金融商品取引契約の
締結の勧説をする行為」等)(法案
38)。

その他、顧客の知識、経験、財産
の状況等に適合した販売を行う義務
(適合性の原則遵守義務・四〇条)

や損失補填の禁止義務(法案39)等が
課される。

これらに違反すれば民事上、損害
賠償義務を負うことになる。

また、虚偽記載のある有価証券報
告書の提出会社の役員等は投資者の
権利保護等について被害者側に立
証責任があり、民事上、被害者に有
效な賠償を行い、これが不法行為に該
当して損害を被った場合、七〇九条
により被害者は救済される余地があ
る。しかし、民法七〇九条では金融
商品取引業者の故意・過失や損害と
の因果関係などについて被害者側に
立証責任があり、民事上、被害者に有
效な救済が困難で金融商品取引業者に有

民事上・行政上・刑事 上のリスク

民事上、金融商品取引業者が不法

な販売を行い、これが不法行為に該
当して損害を被った場合、七〇九条
により被害者は救済される余地があ
る。

民事上、金融商品取引業者が不法
な販売を行い、これが不法行為に該
当して損害を被った場合、七〇九条
により被害者は救済される余地があ
る。

民事上、金融商品取引業者が不法
な販売を行い、これが不法行為に該
当して損害を被った場合、七〇九条
により被害者は救済される余地があ
る。

改正信託法(案)との 関係

- (1)(注) 上場・北交・鴻・竹内「有価証券報告書の適正性に関する確認書」
則・商法・法規 * 商法調査(1)一七九頁。
五五頁参照のこと。
- (2) 上場・北交・鴻・竹内「有価証券報告書の適正性に関する確認書」
その他の政令で定めるもの
- 四半期報告書

改正信託法(案)との 関係

今国会において、大正一一年に成
立した後、実質的な改正が行われて
いたなかつた信託法の抜本的な改正案
の成立が見込まれている。そして施
行時期は金融商品取引法と同一時
期になることが予定されている。

改正案では、原則、監査対象外と
しての虚偽記載等が発覚した場合、その
有価証券報告書の提出者に一〇年以
上の罰金または一、一〇〇〇万円以下
の罰金あるいは両方が併科される
(法案19①)。

粉飾決算は「重要な事項に該当する
おそれが高いので、粉飾決算を予防し
発見し、あるいは自ら指摘しないよう
に経営者の自覺が必要である。

改正案では、原則、監査対象外と
しての虚偽記載等が発覚した場合、その
有価証券報告書の提出者に一〇年以
上の罰金または一、一〇〇〇万円以下
の罰金あるいは両方が併科される
(法案19①)。

粉飾決算は「重要な事項に該当する
おそれが高いので、粉飾決算を予防し
発見し、あるいは自ら指摘しないよう
に経営者の自覺が必要である。

第一種金融商品取引業者の登
録事項と留意事項

集団投資スキーム(ファンド)により
作成提出は強制(24の5))